

公職選挙法の一部を改正する法律 (区割り改定法) の概要

- 衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める。

○ 改正内容

【衆議院小選挙区選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告（令和4年6月16日）を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（25都道府県140選挙区）を行う。
 - ※ このほか市制施行などによる表記等の改正を行う選挙区が4選挙区ある。

【衆議院比例代表選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行う。
 - ※ 東京都：17人→19人 南関東：22人→23人
東北：13人→12人 北陸信越：11人→10人 中国：11人→10人

○ 施行・適用

施行：公布の日から起算して1月を経過した日から施行

適用：施行日以後初めてその期日を公示される衆議院総選挙から適用

- ※ 総選挙より前に実施される補欠選挙については、現行の区割りに基づいて実施される。